

番号	お寄せいただいた意見	市の検討案	人数
1	公園の維持管理にグラウンドカバープランツと宿根草を取り入れてほしい。	公園の維持管理につきましては、各公園の状況に応じて、検討し適切に行ってまいります。また、宿根草につきましては、公園の花壇を維持管理するボランティア活動である花いっぱい運動の活動で一部公園の花壇の維持管理に取り入れられています。	1
2	市民と緑の関わりという観点から、市民にみどりの状況や大切さを散策を兼ねて知ってもらおうと、長年、市と市民団体が協働でみどりの散策路めぐりの実施と、それに併せて西東京市の木50選について参加者への周知が図られているところである。みどりの散策路めぐりマップについては記載があるが西東京市の木50選マップについての記載がないので記載が必要ではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆します。	1
3	民有地の屋敷林を守ってほしい。特に下保谷三丁目にある屋敷林（作左衛門の森）について、特別緑地保全地区指定に向けたより具体的な記載をしてみどりの基本計画に位置づけて、歴史的価値のある屋敷林や建物を一体としてそのままの形で保全してほしい。	屋敷林につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 1 みどりをまもる（1）屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」において位置づけております。個別の案件につきましては、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組み、新たな指定を行う際は効果検証が必要であると考えております。いただいたご意見も踏まえ、歴史文化や環境、防災的な価値など、多角的な視点で効果検証に努め、総合的に判断しながら指定について検討してまいります。	6
4	公園を利用したい幼児やお年寄りたくさんいるので、各公園の状況に応じて、垣根は低くし除草剤等は使わずに雑草はなるべくなくして、整備してほしい。東大農場をはじめ、とにかく市から緑を減らさないでほしい。	公園の維持管理につきましては、各公園の状況に応じて、適切に行ってまいります。また、東大農場につきましては、「第7章 地域別方針 7-3 地域別方針（4）ひばりが丘中学校地域 ④ひばりが丘中学校地域の方向性 東大農場との連携」において方向性を整理しております。	1
5	全体の基調として考察や書き込みが浅く、行政計画としては物足りない。西東京市ならではの特徴と地域性を十分に汲んだ計画してほしい。	「西東京市のまちと大切なみどり」において西東京市の地域性である「西東京のみどりの土台」と「人の暮らしと自然の関わりの中で育まれた西東京のみどり」について考察しております。本計画につきましては、これらのみどりに対する目標を定め、基本的な考え方や方向性を示すものです。	2
6	色々なところで集めた資料を羅列しているだけの印象が強く、計画の実現に向けての体系化がなされていない。	計画内における施策体系につきましては、「第6章 6-1 施策体系」において整理しており、計画の実現に向けて施策に取り組んでまいります。	1
7	行政計画は行動指針になるものと理解していますが、素案は具体的な施策が薄く、政策力の水準が問われていると考えます。	具体的な施策につきましては、「第6章 6-2 施策」において基本方針毎に整理しております。また、地域に応じた施策の推進のため、「第7章 地域別方針」において、地域事情に即した方向性を示しています。	2
8	実施に向けての方向性についても、抽象的な枕詞が多く、今後西東京市として具体的・重点的に何をやりたいかが伝わってこない。	重点施策につきましては、「第6章 全体計画 6-1 施策体系」において、「特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」、「武蔵野の自然をそのままの形で残す公園の維持管理」、「ボランティア等との連携による体制の構築」、「ボランティア等みどりのまちづくりを支える人材の育成」を設定しております。	1

9	今ある施策や計画をこの計画の枠組みに並べ変えただけで、現状の施策を追認しているだけなので、次回の計画時点では確実に今より緑は減少していることが予想される。	ご指摘のとおりみどりの減少は必至であると予想されますが様々な施策や取り組みを実施することでその減少を緩やかにしたいと考えております。	1
10	「みどり」という言葉が多用されていますが、この計画での意味が定かでないので、定義を明示する必要があります。	「第1章 みどりの基本計画について 1-1 概要 (3) 対象」に記載のとおり、本計画におけるみどりとは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、公園・緑地のほか、樹林地、水辺地、農地などを構成する土や水などを含めた自然環境全体のことを指します。	2
11	全般に掲載写真・図が小さく、とてもわかりにくいので、改善して欲しい。	計画全体の分量・バランスを考慮しつつ、いただいたご意見を踏まえ、掲載写真・図の大きさ等を調整いたします。	2
12	表紙の次のページと目次の間にあるページの位置付けが不明瞭である。現況を述べているように見受けられるが、その場合は「西東京市のまちと大切なみどり」ではなく、現況を示していることが分かるタイトルとすべき。	ご指摘のとおり、現況をお示ししていますが、本計画の将来像のなかでも「特徴あるみどり」を土台として、みどりのまちづくりの好循環を生み出していくことを目指しており、本市のみどりの基盤を冒頭で紹介したいという趣旨で記載しています。ご意見の趣旨を踏まえ、記述を修正します。	2
13	計画の位置づけが掲載されておりますが、矢印の凡例がなく、図の意味が正確に分からない。 例えば、点線矢印は「踏まえる（根拠）」、矢印は「即す」、両矢印は「整合」など、本計画の位置づけを凡例として正確に明記すべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆修正します。	1
14	「みどりのまちづくりにおける近年の社会動向」の内容が不十分である。特に、「ネイチャーポジティブ」の考え方や「NbS（Nature-based solutions：自然を基盤とした解決策）」、「30by30目標」等にも触れるべきではないか。これからの10年間の計画が踏まえるべき社会動向として整理が浅い。最新の社会動向を踏まえれば、みどりを活用しながら保全していく世界的な潮流の中での本計画の位置付けが、より明確になる。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆します。	1
15	「第1章 みどりの基本計画について 1-3 みどりのまちづくりにおける近年の社会動向」において、本市を取り巻く緑施策の動向、特に年々代謝する国の制度や考え方（国交省、農水省、環境省など）、都の施策動向（都市整備局、建設局、環境局、産業労働局など）についての整理が不足している。緑の施策実現は市単独で動くわけでもなく、国・都が力を合わせて実現していくべきものであり、具体的には最近の国の都市緑地法改正への動き、都の「東京グリーンビズ」施策、「みどり確保の総合的方針」及び「都市計画公園の整備方針」「緑あふれる公園緑地等整備事業」等の都区市町共同の計画に関する動きについても言及するべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆します。	2

16	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (1) みどりの概要 (量について)」について、令和4年(2022)年1月1日時点の航空写真を基に算出した緑被率とあるが、落葉期に撮影した写真での分析は緑被率などに影響を与えるため、いかなる手法(使用根拠、技法、レベル)を用い、分析したのか、明示すべき。また、他の自治体との比較ができるようにした方が良い。	緑被率・みどり率の調査につきましては、「緑被率標準調査マニュアル」(昭和63年 東京都環境保全局)に基づき調査を行っております。他自治体との比較につきましては、「資料編 緑被の比較」に整理して記載しております。	2
17	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (1) みどりの概要 (量について)」について、緑被率の比較を平成14年度としているが、昨今は緑被の解析技術精度が上がっているため、緑被率の数値が上がる可能性が多いが、4ポイント減少しているということは、20年前と同じ調査方法で比較すると、もっと数値が下がっている可能性があるため今一度精査し、数字の意味を注釈するなどスペックを明示すべきである。	ご指摘のとおり解析技術精度の向上により20年前のデータと一概に比較することはできませんが、「緑被率標準調査マニュアル」(昭和63年 東京都環境保全局)に基づき調査を行っております。また、緑被率、みどり率につきましては、用語集に加筆いたします。	2
18	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (1) みどりの概要 (量について)」について、指標に、概念の広い「みどり率」を使用している理由が分からない。みどり率は、公園・緑地における裸地や人工被覆面等の面積や、河川などの水面の面積を加えた合計面積も含まれており、純粋な緑の量を示す指標ではない。「西東京市のまちと大切なみどり」の理念からすると、より現状を反映する緑被率を優先すべきである。	「第1章 みどりの基本計画について 1-1 概要 (3) 対象」に記載のとおり、本計画におけるみどりとは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、公園・緑地のほか、樹林地、水辺地、農地などを構成する土や水などを含めた自然環境全体のことを指しております。また、東京都における緑化の指標もみどり率を用いているため本計画においては、みどり率も指標の一つとしております。	2
19	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (1) みどりの概要 (量について)」について、経年変化を「構成比」で見ているが、これでは絶対量(箇所数、面積)の変化が把握できない。樹木・樹林が大きく増えているような誤解を生みかねない表現である。区分中に含まれる細区分(街路樹、公園の樹木、屋敷林、民有地の樹木、樹林なのか等)を示し、細区分別に箇所数と面積の経年変化を示すべきである。	構成比の経年変化につきましては、記載のとおり約20年前の調査時点と比べると緑被の構成比に占める農地の割合が減少していることを示しております。緑被率・みどり率の調査につきましては、「緑被率標準調査マニュアル」(昭和63年 東京都環境保全局)に基づき調査を行っております。また、「第4章 4-1 目標 (2) 基本方針 基本方針Ⅰ 西東京市の特徴あるみどりを育む」において、屋敷林・雑木林、都市農地、文化財等は武蔵野を形づくる、特徴あるみどりとして位置付けており、これらの都市のみどりの育成に向けて、取り組みます。	2
20	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (2) みどりの概要 (立地について)」において、14歳以下と65歳以上の人口メッシュ×町丁目別みどり率にてみどりの少ない町丁を示していますが、なぜこの分析を行ったのか説明が必要である。同時に、現況だけではなく、足りないエリアについては過去の土地利用を分析し、なぜ足りなくなったのか、どのようにして、どのようなみどりがなくなっていったのか説明が必要である。また、この分析が、具体的にどう施策に反映されたのか記載が必要である。	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針 (2) 機能別の配置方針 生活(健康/レクリエーション/ウォークアブル)のみどり」において、子どもや高齢者など特定の年代をターゲットにした配置方針を構築する上での前段の検討資料となっております。また「第6章 全体計画 6-2 施策Ⅱ みどりを整える (1) 老朽化した公園・緑地の再整備 ② 公園機能の再編」の施策と関連してくる分析であり、これらの分析を踏まえ、子どもや高齢者など特定の年代層の利用を想定し、そういった層が利用しやすいみどりの環境整備に努めることを想定しております。いただいたご意見の趣旨を踏まえ、加筆修正します。	1
21	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (3) みどりの種別の概要 ■公園」において、西東京市立公園条例第3条の2で住民1人当たりの公園面積の標準を5㎡とされているので、施策目標に記載すべきである。	西東京市立公園条例第3条の2においては都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を5㎡以上としております。公園の整備方針につきましては、関連計画である西東京市公園配置計画に基づいて適切に行ってまいります。	2

22	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (3) みどりの種別の概要 ■公園」において、公園面積を300㎡未満でまとめているが、第4章以降は、500㎡で整備方針を定めているため、整合がとれていないので500㎡でまとめるべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を修正します。	2
23	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (3) みどりの種別の概要 ■公園」において、公園面積を取りまとめる際には、都市公園法に基づき面積別に街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園に分類するため、そもそもの法の公園体系に準拠すべきである。	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園といった分類は都市公園法に基づいた都市公園における分類になります。西東京市においては、都市公園以外の公園が多く、小規模公園の実態を把握しやすくするため現在の整理となっています。	2
24	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (3) みどりの種別の概要 ■校庭の芝生化」において、校庭の芝生化は、平成20年から平成25年まで実施していますが、その後進めていないため、課題や見通しを記載すべきである。	章題に示すとおりみどりの概況をお示ししているものとなっております。校庭の芝生につきましては、維持管理に関して課題を認識しているため、「第6章 6-2 施策 IIIみどりをつくる (2) 公共施設におけるみどりの創出 ②学校の芝生の維持管理」に施策として整理しておりますがご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆します。	2
25	「第3章 みどりの概要 3-1 みどりの現況 (3) みどりの種別の概要 ■図の他重要なみどり」において、保存樹木、保存樹林、保存生垣が重要というなら現在の指定本数、箇所数の現状や時系列的増減を記載すべきである。また、市内の屋敷林の状況については、減少していることは間違いなく、箇所数と面積、時系列的増減については、調査把握して記載すべきである。	保存樹木・保存樹林・保存生垣につきましては、章題に示すとおりみどりの概況をお示ししているものとなっております。市内の屋敷林につきましては、保存樹林の登録をもって把握に努めております。	2
26	「第4章 計画の目指す姿」において、基本方針と、それに紐づいた課題が整理されているが課題を見出したプロセスが分からない。例えば、前回計画（平成16年7月）第3章 みどりの将来像、第4章 みどりのまちづくりの方針のうち、何が達成され、何が達成できていないのか、達成できなかった理由は何故なのか、整理した結果を示す必要はないのか。また、前回計画以降に、新たな課題が生じているのなら、それはなぜ新たな課題なのか、根拠をもって示すべきである。	計画における将来像、基本方針及びそれに基づいた課題につきましては、緑化審議会でのみどりの現況や課題に関する議論の内容やそれらに関連する事項を整理して設定致しました。前回のみどりの基本計画の振り返りに関する内容につきましては、設定された数値目標に関する振り返りが重要であるものと認識しております。前回の数値目標は緑被率の維持となっておりますが相続や宅地開発等により一定減少する結果となりました。そのため、今回の数値目標については、数値目標を複数設定した上でみどりの減少の抑制等を目指すものとしております。	1
27	「第4章 計画の目指す姿 4-1 目標 (2) 基本方針 課題マップ」において、課題となる事項の説明がない。その背景は個別のみどりで違うはずで、何を、なぜ課題としているのか1つ1つ整理し、逐一説明をすべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、掲載ページの変更及び加筆を行います。	2
28	「第4章 計画の目指す姿 4-1 目標 (2) 基本方針 課題マップ」において、局所的に示すものとしては地図が小さすぎて市民にはさっぱりわからない。典型的に分け、なおかつ全体をブロック別に拡大して位置がわかるよう示すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、図の大きさ等を調整いたします。	2

29	「第4章 計画の目指す姿 4-1 目標 (2) 基本方針 課題マップ」において、基本方針1を受けて、市内に残った稀少な屋敷林(民有地)について、保全すべき対象としてマップ項目に加えるべきである。特に、下保谷三丁目の作左衛門の森については、課題として挙げるべきである。	屋敷林につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 1みどりをまもる (1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」において位置づけております。個別の案件につきましては、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組み、新たな指定を行う際は効果検証が必要であると考えております。いただいたご意見も踏まえ、歴史文化や環境、防災的な価値など、多角的な視点で効果検証に努め、総合的に判断しながら指定について検討していきます。	2
30	「第4章 計画の目指す姿 4-1 目標 (2) 基本方針 基本方針I 西東京市の特徴あるみどりを育む」において、「屋敷林・雑木林、都市農地、文化財等、武蔵野の原風景を形づくる、特徴あるみどりの保全に取り組みます。」とあるが、課題として、「風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどりの継承と活用」とあるだけである。具体策についても記載すべきである。	「第6章 全体計画 6-1 施策体系 基本方針と施策の柱の対応関係」に基本方針と施策の柱の相関関係について記載しさらに、各施策の柱に対して施策体系図にて具体的な施策を記載しております。	1
31	基本方針の目標数値は、検討中とのことで記載がないのでコメントが出来ないが、目標値の明記を必ずして下さい。	計画策定の際は、具体的な目標値をお示しする予定です。	1
32	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針 (2) 機能別の配置方針 ■ 環境のみどり ○生態系保全のみどり、○都市の高温化をみすえたみどり」において、具体性がなく形式的な記載になっている。こうした機能を発揮できる残された樹林地、特に屋敷林のような民有地のみどりについて具体的に例示するべきである。	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針 (2) 機能別の配置方針 ■ 環境のみどり ○生態系保全のみどり、○都市の高温化をみすえたみどり」は機能別の配置方針をお示ししたものであり具体的な施策につきましては、「第6章 6-2 施策 1みどりをまもる (1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全」において位置づけております。生態系の保全については「(3) 生物多様性の向上に資する生態系の保全・再生」で示しています。	2
33	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針 (2) 機能別の配置方針 ■ 防災・減災のみどり ○火災対策のみどり」において、「火災対策のみどり・街路樹ネットワークの構築、また、住宅地での緑化を進めることで、延焼遮断帯としてのみどりを配置します。」とあるが小規模な一般住宅に樹木を植えて緑化して延焼遮断帯になるとの記載は非科学的である。それよりも市内に残存する屋敷林のまとまった緑の防火的価値を活用することを記載するべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆します。	1
34	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針 (2) 機能別の配置方針 ■ 防災・減災のみどり ○災害全般に対応するみどり」において、災害時の避難場所となるオープンスペースとして、協定を視野に屋敷林等も記載するべきである。	災害時の避難場所につきましては、西東京市地域防災計画に場所が位置づけられておりますが、公園以外も災害時の避難場所であることから、記述を加筆修正します。	1

35	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針（2）機能別の配置方針 ■景観・歴史文化のみどり ○西東京市の特徴ある景観を構成するみどり」において、市内に残る武蔵野の原風景というのは、碧山森緑地保全地域、保谷北町緑地保全地域と西原自然公園を除けば、市内にわずかに残る屋敷林である。これを保全する強い決意が感じられないのは理念違反で、極めて残念である。補強記載すべきである。	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針（2）機能別の配置方針 ■景観・歴史文化のみどり ○西東京市の特徴ある景観を構成するみどり」において市内に残る武蔵野の原風景につきましては、機能別の配置方針をお示ししたものであり具体的な施策につきましては、「第6章 6-2 施策」において基本方針毎に整理しております。また、重点施策として「特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」を挙げており、他の施策と比較しても優先度の高い位置づけとしております。	2
36	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針（2）機能別の配置方針 ■景観・歴史文化のみどり ○西東京市の特徴ある景観を構成するみどり」「市民の誇りとなる歴史文化を伝えるみどり」の部分も同様に、熱意も感じられない。「下野谷遺跡」「鎮守の森」「由緒ある屋敷林」等具体的な事例を記載すべきである。	「第4章 計画の目指す姿 4-2 みどりの配置方針（2）機能別の配置方針 ■景観・歴史文化のみどり ○西東京市の特徴ある景観を構成するみどり ②市民の誇りとなる歴史文化を伝えるみどり」においては、機能別の配置方針をお示ししたものです。具体例につきましては、「第7章 地域別方針」において、地域内の特徴的なみどり・歴史駅資源に記載を整理しております。	2
37	本計画には、国、都、特に隣接自治体との連携が挙げられている。このことは、非常な大事な点であると思うが、市民・団体・事業者含めた連携に関しては、具体的な記載があるのに国、都、特に隣接自治体の連携の具体的な進め方の記載がないため分かりにくい。	国・都・市との連携につきましては、周辺市区や東京都のほか、石神井川が流入する荒川における荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会のような関連する機関との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。また、国や東京都などに対しては必要な要望を行うとともに、国や東京都が実施する各種の事業との連携を図ります。	1
38	「第5章 計画の推進に向けて 財源の確保」において市の緑政推進のためには、執行財源を自前だけで考えるものではない。立派な基本計画の理念を実現するには、鍵となる国・都の補助金制度に最大限の関心を払うべきであるため、「国・都の補助金の最大限の活用」を新たに項目出しして決意を示すべきである。	「第5章 計画の推進に向けて 財源の確保 多様な財源確保」において、国・都の補助金制度の活用について位置付けております。	2
39	今後計画に不可欠な、財政的な裏付けについての見通しについても記載が少ない。	財源の確保は大きな課題の一つであると認識しており、「第5章 計画の推進に向けて 財源の確保」において、記載を整理しております。	1
40	「第5章 計画の推進に向けて」において、一般的、形式的なことばかりでやる気があるのか、疑問である。2ページで収まるような内容だろうか。どうしたらハードソフトに前進できるか、目標に対する具体的なプログラム（例示）を明示すべきである。内外のアンテナを高くし、企画部門とも連携して組織内で再度議論し、立派なみどりの基本計画にして欲しい。	「第5章 計画の推進に向けて」に記載した考え方を前提として、「第6章 全体計画 6-1 施策体系 施策体系図」に記載している具体的な施策に取り組みます。また、計画の進捗管理及び評価につきましては、「5章 計画の推進に向けて 計画の進行管理 計画進捗の評価体制の構築」に記載のとおり、個々の事業進捗を担当課に確認しそれぞれの施策を評価して緑化審議会の意見を聴取します。	1
41	「第5章 計画の推進に向けて 計画の進行管理 ◇計画の進捗の評価体制の構築」において行政計画は進行管理が重要であるが、特に毎年、外部による進行管理が大変重要である。西東京市には緑化審議会が設置されており、これを核としてPDCAサイクルを構築し、毎年、議会・市民に報告すべきである。	「第5章 計画の進捗にむけて 5-3 計画の進行管理 （2）計画の進捗評価体制の構築」において計画の実現性を高めるため、みどりの現況や施策の進捗状況を評価し、緑化審議会に意見を聴取した上で計画の見直しを行います。	2
42	「第6章 全体計画 6-1 施策体系 施策の柱Ⅰ」に「みどりをまもる」を持ってきたのは全体理念からして大賛成である。	施策の柱であるみどりをまもる、整える、つくる、活かす、伝えることで基本方針及び将来像の実現を目指します。	2



43	第6章（第7章も同様）全体を通して、施策の具体性が乏しい印象を受ける。10年間の計画期間の中で取組む各施策の実施時期を示すべきである。例えば、短期（1～3年）、中期（3～5年）、長期（5年以上）など、いつ、どのように実施されていくか、読み手が想像できるように記載すべきである。また、計画を実施することで、10年後にどのようなまちになるのか、将来像が分かるようなイラストを記載すべきである。	本計画は、「第1章 みどりの基本計画について 1-1 概要（2）計画期間」に記載のとおり、10年間で行う内容としておりますが、中間年である計画策定5年後を目途に計画の進捗状況等は見直す想定をしております。また、「第4章 計画の目指す姿 4-1 目標（1）将来像」に目指す将来像のイメージ図を記載しております。	1
44	「第6章 全体計画 6-2 施策 I みどりをまもる（1）屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」において、特別緑地保全地区の指定には、買い取り請求に対応する財源の確保が課題となる。自前だけでは困難で、国や都の補助金が必要であるが、都の場合は「緑確保の総合的な方針」に「確保地」や「確保候補地」の位置づけが必要である。こうした観点から「国・都との連携」や「みどり確保の総合的な方針との連携」を記載すべきである。	屋敷林につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 I みどりをまもる（1）屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」において位置づけております。個別の案件につきましては、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組み、新たな指定を行う際は効果検証が必要であると考えております。いただいたご意見も踏まえ、歴史文化や環境、防災的な価値など、多角的な視点で効果検証に努め、総合的に判断しながら指定について検討していきます。	2
45	「第6章 全体計画 6-2 施策 I みどりをまもる（1）屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ②文化財の指定や登録」において、みどりと一体となった文化財の指定や登録について言及頂いた点は賛同する。しかしながら、今後可能性のある取り組みについて、特に緑の関連において具体的な姿勢を示すべきである。また、西東京市には、指定文化財の制度はあるが、登録制度はない。ぜひ、登録まで範囲を広げて、貴重な建物や自然、大木などを守るために、これらを内包する柔軟な制度拡充が必要である。	樹木等の登録につきましては、一定の条件の下、保存樹木・保存樹林・保存生垣制度があり本計画でも位置付けております。登録文化財制度につきましては、令和5年度に策定する「第2期文化財保存・活用計画」に登録文化財制度の設置を位置づける予定です。	2
46	「第6章 全体計画 6-2 施策 I みどりをまもる（1）屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ③保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定」において制度の周知とありますが、それだけで指定が進むとは思えない、果たしてみどりを十分まもることに繋がるだろうか。樹木の所有者や管理者の意見を聞いて、支援制度の充実を図るべきである。	現行制度につきましては、所有者にご意見を聴取して設定した経緯があります。直近では制度の利用が少なく、制度の周知が喫緊の課題であると認識しているため、現在の記載としております。広報活動を通じて所有者等のお伺いしながら支援制度の活用促進を図ってまいります。	2
47	「第6章 全体計画 6-2 施策 II みどりを整える（1）老朽化した公園・緑地の再整備」において、本計画では現状の公園内の施設の老朽化のみ言及しているが、公園の基本的な機能を確保する要件は土地の広さである。300㎡程度の規模の小さい公園では、公園機能は十分に果たせない。公園のニーズに対して不足している地域では、既存の小公園の隣接地を積極的に買収し拡張するなどの長期方針のもと、計画的な整備を図る必要があり、この計画で整備方針を示すべきである。	本計画は、「第1章 みどりの基本計画について 1-1 概要（1）目的」にも記載のとおり、「緑地の保全及び、緑化の推進に関する基本計画」であり緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための方針・施策などを定めるものとしております。公園の整備方針につきましては、関連計画である西東京市公園配置計画において整備方針を示しております。	1

48	「第6章 全体計画 6-2 施策 IIIみどりをつくる (3) 民有地におけるみどりの創出 ③都市計画による良好なみどりの景観創出」において、地区計画で具体的にどのような内容を指定して成果を上げたのか、具体的な事例と効果を記さないとう理解できない。	本計画は、「第1章 みどりの基本計画について 1-1 概要 (1) 目的」にも記載にとおり、「緑地の保全及び、緑化の推進の関する基本計画」であり緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための方針・施策などを定めるものとしております。地区計画につきましては、それぞれの地区計画において具体的な記載をしております。	2
49	「第6章 全体計画 6-2 施策 IIIみどりをつくる (4) 防災力を高めるためのみどりの創出 ②公園の防災拠点としての機能強化」において、この項目には、施設整備のみ記載されており、樹木の防災機能についての記載がない。阪神淡路大震災で小規模な広場の常緑樹が機能して焼け止まりとなった事例がある。西東京市も小規模な広場が多いため、防災性を高めるためには防火性能の高い樹種を植える必要があるとの記載が必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を加筆修正します。	2
50	「第6章 全体計画 6-2 施策 IVみどりを活かす (2) 民有地のみどりの活用促進」において、民有樹林地を借地して開放するものに市民緑地(契約)制度がある。この制度は、都市公園法の改正により、都市公園としてカウント出来るし、小規模な公園が多い西東京市にとって土地を買収せず、比較的大きい面積を確保できる可能性がある。制度活用に前向きな記載が必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、加筆します。	2
51	「第7章 地域別方針 7-3 地域別方針 (1) 青嵐中学校地域 ■青嵐中学校地域の方向性 ○屋敷林・雑木林の保全と活用」において、記載してある内容は、既に公有地化した元屋敷林や雑木林である。これからの地域像を描くのに更なる保全の推進はないだろうか。現状維持ではなくまだ保全されていない緑がある以上、これにどう取り組むかが方向性である。この下保谷三丁目地域には、まだ貴重な屋敷林が残っている。「西東京市のまちと大切なみどり」が偽りとならないよう、また真に郷土財産となる資源を滅失させないよう、この地域の緑の積極保全に向けて行政が行動することを記載すべきである。	屋敷林につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 Iみどりをまもる (1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」において位置づけております。個別の案件につきましては、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組み、新たな指定を行う際は効果検証が必要であると考えております。いただいたご意見も踏まえ、歴史文化や環境、防災的な価値など、多角的な視点で効果検証に努め、総合的に判断しながら指定について検討していきます。	2
52	「第7章 地域別方針 7-3 地域別方針 (1) 青嵐中学校地域 ⑤ 青嵐中学校地域の方針図」において、白子川(暗渠)を軸としたみどりのネットワークの形成は今後の整備方針として明記されているが、保谷駅からあらかし公園、下保谷四丁目特別緑地保全地区をみて、下保谷三丁目の作左衛門の森の生け垣沿いに白子川を横切り、保谷北町緑地保全地域に至るルートはみどりの軸としての価値がある。ルート沿いのお宅と協力して、緑地の保全や東京都が推進するまちなか緑化などを進め、新しいまちづくりに取り組むことを記載すべきである。	民有地のみどりのネットワーク形成支援につきましては、「第6章 6-2 施策 IIIみどりをつくる (1) みどりのネットワークの形成」において記載を整理しております。	1



53	今回のパブリックコメントを実施する時期（2023年12月4日(月)～2024年1月4日(木)は、年末年始と重なり、広く市民から意見を求めるという実施目的に沿った開催時期とは言えない。やむを得ずこの時期になったとしても、もう少し実施期間を長く確保するなど、十分に市民が素案を読み込める時間を担保すべきである。次回以降のパブリックコメントについて、実施時期に配慮して欲しい。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	1
54	緑を守ることは容易ではないが、だからこそ問題意識の高さが問われる。下保谷四丁目では市の英断で都内有数の屋敷林の恒久保全を実現した実績がある。しかし金のかかることはこれでおしまい、という声もあちこちから聞こえてくる。環境危機の時代において緑の保全は1点解決問題なのだろうか。消滅危機は連続しており、無くなれば絶対に元には戻れない自然資産である。消失すれば次の世代は何を守れるのか。郷土景観と歴史もまとう稀少な緑（特に屋敷林）の保全には次々と手を打たねばならないことを肝に銘ずるべきである。	屋敷林につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 1みどりをまもる (1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」において位置づけております。個別の案件につきましては、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組み、新たな指定を行う際は効果検証が必要であると考えております。いただいたご意見も踏まえ、歴史文化や環境、防災的な価値など、多角的な視点で効果検証に努め、総合的に判断しながら指定について検討していきます。	1
55	「西東京市の特徴あるみどりを育む」というなら、これを重点事業というなら緑の優先価値を認め、投げかけられたテーマと真摯に向き合ってほしい。その上で現状から問題点の抽出、課題、隘路の整理、手法の検討、可能性の検討、プログラム工程表の作成など、取り組みを明確にし、深める作業は山ほどあるはずである。みどりの基本計画は、総じて迫る課題を明らかにし、これに如何にして具体的な手を打つべきかを市の姿勢として市民にお約束するものではないだろうか。形だけ計画をつくるのは絶対に止めてください。	本計画につきましては、施策を体系立てて各担当部署において、進捗状況を評価することでPDCAサイクルにより適切に取り組むことを想定しております。	1
56	今後私有地である、農地や屋敷林などをどのように維持と積極的管理していくのについて、出来るだけ幅を広げると同時に個別の事案を拾い上げて、指定文化財、登録制度などについても議論する必要がある。	屋敷林につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 1みどりをまもる (1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定」、文化財につきましては、「第6章 6-2 施策 1みどりをまもる (1) 屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全 ②文化財の指定や登録」、農地につきましては、「第6章 全体計画 6-2 施策 1みどりをまもる (2) 都市農地の保全」に記載を整理しております。	1